総 務 部 会

１　地域の元気の創出

少子高齢化や都市・農村間における人口偏在の進展により、中山間地域等を中心に地域の持つ活力が低下し、地域間格差が拡大している。

また、個々の地域においても、人と人、人と地域のつながりや、そこから生まれる「ふるさと意識」が希薄化していることなどから、自治会などの地縁団体の弱体化が進むなど、地域の元気が失われつつある。

今、地方の創生や人口減少の克服について国をあげた取り組みが本格的に始まり、県としても地域の実情を踏まえ、各地域がこれまでに培われた地域の魅力や地域資源を最大限に活かしながら、地域再生大作戦における集落再生支援や集落のエネルギー自立支援などの新施策の展開を進め、あわせて、「あわじ環境未来島構想」や「山陰海岸ジオパーク」などの地域の強みを活かした地域づくりのさらなる取り組みを推進すること。

また、地域の人々などによる自主的な地域の元気づくりの取り組みが県内各地で進むよう、「がんばる地域」の応援事業など、既存施策の推進とともに、新たな仕組みの構築を進め、県民総ぐるみで地域の元気を創出し、魅力あふれる「ふるさと兵庫」の実現をめざすこと。

２　第３次行革プランの確実な推進

今年度から 30 年度を改革期間とする第３次行革プランが策定された。昨年度は、22 年度に策定された第２次行革プランについて、その後の社会情勢の変化や国の政策動向等を踏まえ、全庁を挙げた行財政全般にわたる総点検が行われるとともに、我が党議員団においても、行財政構造改革調査検討委員会を設置し、さらに、財政状況や組織、公社・外郭団体などについて専門的な観点で検討を行う３つのワーキンググループも設置、各グループの検討結果に基づき、質疑や意見開陳の場で議員団としての提案や意見を申し述べてきた。

同プランでは、改革最終年度には収支が均衡するとしているが、刻々

と変化する国内外の社会経済情勢などにより、財政フレームに影響を及ぼす事態が生じた場合は、適宜、フレームの見直しを行い、プランで掲げた財政運営の目標達成を確実なものとすること。

また、社会保障関係費を含む行政経費の増加等への対応として、退職手当債や行革推進債、そして県債管理基金の取り崩しも行うとしているが、臨時財政対策債を含む県債残高は、平成26年度当初予算では今年度末に過去最大の４兆６千７百億円となる見込みであり、議員団としてはこれまでからも、安易な起債や基金の取り崩しを厳に慎むよう主張しているところであり、引き続き、行政コストの縮減や県税収入の確保、低・未利用地の処分、資金管理の推進や課税自主権の活用など、歳入基盤の強化に最大限に取り組むこと。

歳出面では、県の行革が景気回復の阻害要因となることは許されないことを主張してきたところであり、行財政全般にわたるゼロベースからの見直しや、さらなる選択と集中を進め、県民ニーズを的確にとらえた施策の推進に努めること。

なお、行革の議論の中で、我が党議員団は、事務事業や公社のあり方等について、今後も再考するよう指摘しており、真摯に対応すること。

そして、プランについては、常に、県民や関係団体の意見に耳を傾けながら、分かりやすく説明を行い、県政への理解と協力を得られるよう留意すること。

３　防災・減災・危機管理対策の推進

阪神・淡路大震災から20年という節目の年を迎え、今年度、「－1.17は忘れない－『伝える』『備える』『活かす』」を基本コンセプトに、震災教訓の継承・発信など、多彩な事業が展開される。

ついては、県民や地域団体、ＮＰＯ等による主体的な取り組みを支援しつつ、これら事業の成果を活かし、震災経験の風化を防ぐためにも、引き続き、本県から国内外に向けた情報発信や防災・減災対策の取り組みを進めること。

南海トラフ地震については、本県の被害想定では、県内においても最

大約２万９千人が死亡するなど、東日本大震災を遙かに超える深刻な事態が生じることから、本県としては、今年度策定される「南海トラフ地震･津波対策アクションプログラム（仮称）」に基づく、ねばり強い防潮堤や水門整備等のハード対策や、津波避難対策、災害時要援護者支援などのソフト対策を総合的かつ早急に進めること。

また、山崎断層など、内陸型地震も発生が危惧されており、各地域の被害想定に応じた事前の備えに努めるとともに、今年も甚大な被害をもたらした台風等による風水害への備えとして、住民への迅速な情報提供体制の構築や、関係部局と一体となって河川や土砂などがもたらす災害防止への対応を急ぐこと。

あわせて、避難路や危険箇所の確認、避難訓練など、自主防災組織をはじめ、地域ぐるみの取り組みの促進や支援が重要であり、市町とも連携した総合的な対策を講じること。

さらに、本県は関西広域連合で広域防災を担っており、「関西防災･減災プラン」に基づき、これまで蓄積したノウハウも活かしながら、今後の大規模広域災害に対し、先導的な取り組みを進めること。

東日本大震災被災地への支援については、５年目を迎える被災地のニーズに対応した効果の高い支援のあり方を十分に検討しつつ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かせる本県ならではの支援を継続すること。

一方、新型インフルエンザや口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの多様な有事に備え、職員の危機管理意識の向上や、災害対応マニュアルの充実や訓練・研修の実施等により、危機管理対策を強化すること。

４　総合的なエネルギー対策の推進

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全確認等のために全ての原発が停止し、全国的に電力需給が依然として厳しい状況にある。

こうしたことから、引き続き、家庭や事業者への節電の要請をはじめ、県としても節電対策の取り組みを進め、あわせて、省エネ型ライフスタイルへの転換を図って行くこと。

また、電力需給の安定に向け、低コストで安定的な電源の増強が必要である。このため、再生可能エネルギーやメタンハイドレートも含めた、我が国のエネルギー政策を早期に確立させるよう国に働きかけるとともに、県としても、県民生活や企業の経済活動への影響を分析しつつ、「兵庫県エネルギー計画（仮称）」等を踏まえ、中長期的なエネルギー確保に向けた取り組みや非常時におけるセーフティネットの構築を含めた電力需給のあり方について見解を示すなど、総合的なエネルギー政策の構築を行うこと。

５　地方分権の推進

成熟社会を迎え、行政サービスに対する住民ニーズが高まる一方で、少子高齢化や人口減少の加速化をはじめとする社会情勢が変化する中、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、我が国を多極分散型の構造に転換していかなければならない。

このため、国出先機関の地方への移譲事務が一部にとどまっている現状も踏まえ、今年度から実施されることとなった権限移譲について国に提案を行う「提案募集方式」に対し、市町や関西広域連合と連携した積極的な提案を行うこと。

あわせて、地方税財源の充実強化と偏在是正や国による義務付け・関与廃止・縮小等について、全国知事会や地方六団体等を通じ国への提言を強めるなど、地方分権改革のさらなる取り組みを進めること。

関西広域連合については、新たな広域計画に基づく７つの広域事務の充実、拡充を進める中で、防災計画の具体化や国家戦略特区等の広域的対応に取り組むなど、政策面での実績を一層強固に積み重ねること。

さらに、広域にわたる総合的かつ計画的な処理を行う唯一の広域連合として、国出先機関の受け皿となり得ることを示すためにも、事務・権限の直接移譲などについて、国に対して積極的に提言していくこと。

（ ５項目 ）

健康福祉部会

1　少子対策・子育て支援の総合的推進

少子化による人口減少や高齢化は社会の活力を奪うとともに、社会保障制度の持続性を損ないかねない大きな問題である。今後も 20～30 歳代の女性人口の減少による出生数の減少が見込まれることから、少子対策・子育て支援のさらなる充実・強化が必要である。

そこで、若者の自立、出会い・結婚、出産、子育てにやさしい社会づくりに向けた取組をより効果的に継続するとととともに、平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」を円滑に運営することで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量的充実と質的向上を進めること。

特に、親の就労の有無にかかわらず利用可能である「認定こども園」とともに、新設する場所がない都市部や子供が少ない郡部など地域の状況に合わせた保育の場となる「地域型保育」の整備を進め、待機児童の解消と働く親の負担軽減を図ること。また、病気の子供の自宅での看護が困難な場合に、病院や保育所等に設置された専用スペースにおいて、看護師・保育士が保育を行う病児・病後児保育の充実を図ること。

次に、身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点」や保護者が昼間家庭にいない児童が過ごせる「放課後児童クラブ」の充実、急な用事や短期のパートタイムに対応できる「一時預かり」など、すべての子育て家庭を支援する仕組みを充実すること。

2　子供の健全な育成対策の推進・強化

近年、核家族化や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化に伴って、家庭や地域での子育て力が一段と近年、核家族化や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化に伴って、家庭や地域での子育て力が一段と低下している。

そこで、子育てに対する親の自覚と能力を高め、親が子育てを通じて子供と共に成長するよう親学の普及に努めるとともに、親に対する育児

指導の徹底、保育所等での相談・指導の充実に積極的に取り組むこと。また、家族の絆や地域のつながりを取り戻すための若者への意識啓発など、中長期的な視点からの取組も併せて推進すること。

一方、痛ましい事件が続発し、社会問題となっている児童虐待については、市町が一義的な窓口ではあるが、それを強力に支援する県の取組が不可欠である。よって、こども家庭センター等の機能・体制のさらなる強化を図るとともに、市町、警察、学校、医療機関、保健所、児童福祉施設など関係機関と連携し、事件を未然に防ぐ取組を進めるとともに、要保護児童の安全安心な生育環境の整備を進めること。

また、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策に関する法律」に基づき、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等が図られるよう総合的な対策を講じること。

3　安心と活力に満ちた高齢社会づくり

平成 37 年には、要介護状態になるリスクが高い後期高齢者が、平成 24 年比で 10 万人増の 35 万人になる見込みであり、介護ニーズの増大に対応する福祉基盤の充実が不可欠となっている。

そこで、介護保険制度の大幅な見直しを踏まえ、本年度に改定する「老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」に基づき、要支援・要介護認定者数の急増に対処できるよう、改正介護保険制度を適正かつ安定的に運営し、介護保険施設等の整備、介護人材の量的確保や資質向上を図ること。併せて、居宅介護サービスや定期巡回などの見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で支えられ、安心して暮らし続けることができる体制を構築すること。また、制度改正により、要支援者向けサービスが市町事業に移行することから、円滑な事業遂行に向けて市町の支援を図ること。

さらに、今後の認知症患者の急増に対応するため、認知症への理解を深める取組や、認知症疾患医療センターを中心とした早期発見・早期治療の取組を推進するとともに、かかりつけ医の養成や相談・見守り体制の構築など、地域におけるケア体制の充実を図ること。

４　障害者の暮らしと自立に向けた支援策の推進

県民だれもが安心して日常生活を営み、活動できる地域社会を実現するため、様々な困難を抱える障害者の暮らしや自立への支援が必要である。

そこで、本年に改定する「ひょうご障害者福祉プラン」及び「兵庫県障害者福祉計画」に基づいた施策を着実に推進し、サービス基盤の整備を一層進めること。特に「障害者総合支援法」に基づき、本年４月より施行された「障害者支援区分」について、市町が行う認定事務が適正かつ円滑に行われるよう支援すること。また、グループホームの家賃助成等の利用者の負担軽減策を引き続き実施し、現在の負担水準を当面維持すること。さらに、新たな障害者福祉制度の検討においては、地方の意見も反映し、障害者の安心につながるよう積極的に国へ働きかけること。

このほか、障害者が能力・適性に応じて働くことができるよう、雇用施策との連携により就労機会を確保し、自立と社会参加を促進するとともに、事業所の受注増加につながる人材育成や販路拡大支援策を進め、目標工賃 15,000 円を実現すること。

また、「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を中心とした若年性認知症への対応強化や、未就学児はもちろんのこと、社会適応が困難な成人を含むあらゆる年齢段階に対応した発達障害の早期発見、支援体制を確立すること。

地域偏在がある医療型障害児・者施設について、特に、未設置の地域における整備を迅速に進めるとともに、入所が必要な重症心身障害児・者に対する支援のあり方を検討すること。

５　自殺防止対策の推進

昨年の県内自殺者数は、３年連続で減少し 1,180 人となった。平成 10 年以降で初めて 1,200 人を下回ったが、県が目標とする 1,000 人以下には、まだ遠い状況である。

そこで、これまで取り組んできた「いのちと心のサポートダイヤル」を始めとする相談体制、健康診断を活用したメンタルチェック、救命救

急センターに精神福祉士を配置する自殺ハイリスク者対策、市町が実施する自殺対策事業への支援などの対策をより効果的に進めるとともに、き続き市町や関係団体、事業所、医療機関等との連携強化を図ること。

尊いいのちを一人でも多く救うことができるよう、事前予防、危機対応、事後対応の各段階に応じた総合的な取組を継続的に実施すること。また、こころの健康づくり関して、若年層、中高年層、高齢層の各年齢層に応じた取組を充実・強化すること。

６　医療の確保と健康づくりの推進

地域の拠点病院や診療所において地域医療に従事する医師の確保は、本県の重要な課題である。とりわけ小児科・産婦人科・麻酔科等の特定診療科における医師不足は、依然として深刻な状況にあることから、医師の量的確保とともに、地域・診療科間の偏在対策にも取り組む必要がある。

そのため、大学医学部と連携したへき地勤務医師の養成・確保、研修医の県職員としての採用、兵庫県医師会が行うドクターバンク事業や女性医師確保のための環境整備への支援のほか、地域に応じた県独自の各種研修制度の充実などに引き続き取り組むこと。

特に、医師人材養成・派遣の全県拠点として本年４月に開設した「兵庫県地域医療支援センター」を効果的に運営し、神戸大学の「地域医療活性化センター」や関連する大学、公立病院、医師会との連携を図りながら、医師の地域偏在・診療科偏在の解消を進めること。

地域医療を支える看護職員についても、在宅医療や訪問看護のニーズが高まる中、需要が増加する一方であり、募集しても集まらないといった不足感が生じている。今後の優秀な看護職員の安定的な確保に向けて、院内保育所の運営支援やナースセンター事業など、離職防止・再就業支援対策を強化すること。

また、救急医療については、夜間休日診療の充実、小児救急医療電話相談（＃8000）やドクターヘリの拡充など、県下各地域における救命救急の体制整備を早急に進めること。

さらに、これら地域医療体制の整備を進める一方で、限られた医療資源の有効活用と医療費の抑制を図るため、「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病、歯科保健、うつ病等の対策に重点的に取り組むほか、病気を未然に防ぐという予防医療の観点を含めて、県民の健康づくりを推進すること。

加えて、日本人の死因で最も大きな要因となっているがんについては、「がん対策推進計画」に基づき、予防・早期発見から医療、ホスピスなどのターミナルケア、心のケアを含めた心身両面への総合的な対策を推進すること。

特に、県立がんセンター等の「がん診療連携拠点病院」を中核とする診療ネットワークを強化し、専門的ながん医療の提供はもとより、緩和ケアの充実、在宅医療の支援、患者・家族に対する相談支援、各種情報の収集・提供により地域におけるがん診療の充実・強化を図ること。

7　県立病院の構造改革

「第３次病院構造改革推進方策」に基づき、病院事業全般にかかる構造改革の取組を着実に推進し、経営基盤の強化を図ること。併せて、各県立病院の特色を活かした運営を進めることで、医療の充実や安全確保、患者サービスの向上などに努め、県民がより良質な医療を安心して受けることができる体制を整備すること。

なお、これらの構造改革の取組を進める一方で、その必要性を十分に勘案し、県民の信頼に応える良質な医療を継続的に提供していくために真に必要だと判断される場合には、研究機材の更新も含め研究費の予算化を図り、適正な人材の確保に努めること。

また、老朽化した施設の建て替えや、高額医療機器の整備など、施設・設備の計画的な整備を進めること。

（ ７項目 ）

産業労働部会

1　変化に的確に対応する経済・雇用対策の推進

本県の経済雇用情勢は、基調としては緩やかに回復し始めている。

今後、その確かな回復に向けて、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」に基づいた実効性ある対策を適時・的確に実行することにより、本県経済の持続的な成長へとつながる多様で安定した雇用・就業の実現を図ること。特に、若者の雇用促進と併せて、女性、高齢者、障害者など誰もが力を活かせる就業環境の整備を進めるとともに、離転職者の早期就職に向けた訓練及び職業能力開発の充実を図ること。また、専門的技術を有する女性の再就業の促進を図ること。

さらに、本県の地域経済に大きな役割を果たすべき地場産業や商店街、観光関連産業などの中小企業の経営環境は、非常に厳しいものとなっている。そのため、経営革新や事業の転換、新分野への進出支援、販路の開拓、ブランド力をつけるための取組、さらには雇用のミスマッチ解消や人材育成等中小企業の課題に応じた適切な対応を図るとともに、県内業者への発注促進や新規創業に対する支援を強化すること。

また、引き続き制度融資枠の確保や設備の高度化等の支援、商業団体の支援を図るとともに、これら制度を必要とする企業等が適時情報を入手でき、利用をしやすい環境の整備に取り組むこと。

2　成長産業の育成強化と産業集積の推進

世界規模での地域間競争が激化するなど、企業誘致は厳しい状況にあり、その取組強化が求められる。 本県は、SPring-8 やX線自由電子レーザー「SACLA」、スーパーコンピュータ「京」やその後継機として 2020 年の設置に向けて開発が進むエクサスケール・スーパーコンピュータなど、世界的な科学技術基盤に加え、関西圏国家戦略特区や優れた交通・物流インフラ等を有している。そこで、こうした本県の特性を最大限に活かし、地元の市町、産業界とも十分に連携を図りながら、医療、環境、

エネルギーなどの成長産業を中心に拠点地区等への産業集積を促進すること。

産業集積の促進にあたっては、産業集積条例を活用し、県下の産・学・官を有効に活用して優れた国内外企業を戦略的に誘致するとともに、地元の正規雇用の促進にも留意しながら、例えばポートアイランドにおける医療産業都市構想のように特色を活かしたクラスター形成を図ること。

また、産業集積の活性化に向けて、企業立地促進法を活用し、地元の市町や関係団体と連携して、地域の強みを活かした立地戦略を策定し、地域の特性を踏まえた個性ある産業集積の形成を図ること。

産業集積の形成後においても、誘致した企業や研究機関の地域への経済・雇用効果のフォローアップを実施すること。

３　観光ツーリズムの振興

人口減少社会を迎える中、地域の活力を高め、賑わいづくりにつなげるためには、観光ツーリズムの推進を通じて、交流人口の拡大を図っていくことが必要である。

そのため、姫路城や山陰海岸ジオパークに代表される県内の優れた史跡や自然景観に加え、タイムリーな観光資源を活用しながら、地域の「食」や農林水産品のブランド化の取組などとの連携を図り、より魅力ある地域づくりを通じて、兵庫の魅力を全国に向けてＰＲする「あいたい兵庫キャンペーン」を継続することで観光関連産業の振興を図ること。

また、円安の影響により増加する外国人観光客の本県への誘致を促進するため、県内市町や近隣府県、関西広域連合などの関係機関との連携のもと、例えば京都・大阪・神戸の「三都物語」に関連した企画を展開するなど、本県の多彩な魅力をアジアをはじめ世界に広く発信し、広域的なツーリズム振興を図ること。

さらに、アニメや芸術などテーマ性のある新たなツーリズムを提案することで、旅行者の多様なニーズに対応し、さらなる観光客の誘致に取り組むこと。

４　公民連携による国際経済活動の展開

本県では、従来から、本県の経験と蓄積を生かした世界の地域との双方向型の貢献と交流を拡大するため、様々な主体との協働による取組を進めてきており、その一層の推進を図るため、昨年度ＪＩＣＡと連携協定を締結したところである。

経済発展・人口増加の著しいアジア等新興国においては、急速な都市化の進展に伴い、持続可能なまちづくりや都市関連インフラ整備、環境対策等の都市課題解決が急務となっている。

そこで、本県主導のもと、県内企業や様々な関係機関による公民連携体制を構築し、本県や県内企業が有する資源や技術、ノウハウを生かし、新興国の都市課題解決に係る国際貢献に取り組むことにより本県の国際的なプレゼンスの向上を図ること。

さらに、アジア等新興国の自治体等とのネットワークを拡大・強化し、ニーズ等の情報提供、法令に基づく参入障壁の調整等による県内企業の海外ビジネス進出支援に取り組むこと。

（ ４項目 ）

農政環境部会

１　国内外の産地間競争に勝ち残る力強い農林水産業の確立

ＴＰＰ交渉の結果次第では、本県農林水産業に大きな影響が出ると予想されることから、大都市近郊に立地し、多様な自然環境に恵まれたひょうごの強みを最大限に活かして、国内外の産地間競争に勝ち残ることができる産業としての力強い農林水産業を確立すること。

そのため「ひょうご農林水産ビジョン 2020」基づき、農業経営を継続できる支援体制の構築、「人・農地プラン」の作成支援や青年就農給付金の活用促進などによる担い手の確保・育成、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約、次世代施設園芸モデル団地の整備を進めるほか、養父市における国家戦略特区に係る取組の支援、農林水産物の品

質向上による付加価値化と生産コストを低減するための技術開発や普及を促進すること。

また、消費者の需要を的確に把握した生産の拡大や学校給食における食育の促進等県産県消への取組等を通じ、農業所得の増大に向けた各般の施策を戦略的に展開すること。

２　農業生産を支える基盤整備、機能保全の推進

老朽化や構造の不備により水害を招く危険性のあるため池や農業用排水路について、計画的な改修、補強を進めること。各種のため池整備事業では緊急改修度の高い危険なため池の解消を推進しているが、さらに地域住民や市町と連携し、農地や農業用施設等への被害を未然に防ぐため、引き続き事業費を確保すること。

行革プランに基づく行財政改革の下においても、農地等の基盤整備費については、「選択と集中」によりコスト縮減に努めるとともに、必要な財源は国へ強く要望し、地域の実情に沿った整備を行うこと。

また、耕作放棄地の活用のための推進体制を強化するなど、不作付地の解消、耕作放棄地の再生・利用による農地の有効利用を図ること。

３　農林水産物のブランド化、６次産業化、輸出の促進

産品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える６次産業化の取組に必要な技術支援、人材育成及びビジネスモデルの研究を進めること。

県産品の消費拡大のため、県民の安全安心ニーズに対応した環境創造型農業を推進するとともに、兵庫県認証食品である「ひょうご安心ブランド」と「ひょうご推奨ブランド」の認知度のさらなる向上を図り、生産、流通、消費の拡大をより一層推進すること。

また、現在の世界的な日本食ブームによる好機を捉え、ミラノ国際博覧会出展等海外におけるＰＲを強化する等により、安全安心かつ高品質な県産農林水産物の海外における認知度の向上を図り、輸出による需要拡大を図ること。

４　シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣対策の推進

中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣により大きな農業被害や森林被害が依然として発生しており、生産者の作業意欲を大きく減衰させていることから、被害を軽微にするための捕獲の実施、防護柵の設置支援、野生動物被害の補償をさらに進めるとともに、警察や県猟友会とも連携して猟銃免許者の減少対策や狩猟技能の向上を図る環境整備を講じるほか、捕獲した野生動物を有効に利用するためシカ肉やシカ皮等の活用を促進するなど、総合的な有害鳥獣対策を実施すること。

５　豊かな海づくりとつくり育てる漁業の推進

世界的な規模で水産資源のさらなる減少が懸念される状況にある。そこで、豊かな海づくりを目指すための瀬戸内海環境保全特別措置法改正の動向も踏まえながら、水産資源の持続可能な利用に向け、漁獲情報の的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産や、ノリをはじめ、カキやトラフグ等の地域特性に合った新規養殖技術の開発等、栽培漁業の推進を図ることにより、消費者のニーズに対応した水産物の供給を安定的に行うこと。また、漁船漁業の振興及び後継者の育成についても取組を進めること。

６　森林整備・県産木材の利用促進

「新ひょうごの森づくり第２期対策」を着実に推進し、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ること。また、「災害に強い森づくり」を計画に基づき着実に進めて、森林の防災機能のさらなる向上を図ること。

また、林業生産活動が可能な森林については、効率的な木材生産に向けて、「兵庫木材センター」を核とした川上から川下までが一体となった取組を進め、「植林・保育・伐採・利用」の林業生産サイクルの円滑な循環を図ること。

そのため、県や市町の福祉施設、教育施設等の公共施設での木造・木質化をはじめ、暮らしの中に木材を取り入れる運動や木質バイオマスの利活用などにより県産木材の利用促進を図ること。

7　都市農業の振興

阪神間をはじめ、市街化区域における農地は減少を続け、次世代に都市及び都市近郊の農業・農地を継承していくことが極めて困難な状況となっている。

都市及び都市近郊の農地は、人口集中地域への安全な野菜等の供給拠点であると同時に、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策、災害時の緊急避難場所の面からも重要な機能を併せ持っている。

さらに、現在、国において「都市農業・都市農地基本法（仮称）」制定に向けた動きもある。

これらを十分に踏まえ、都市部固有の課題に的確に対応する施策展開及び制度改善に向けた取組を積極的に進めること。

8　環境適合型社会づくり

再生可能エネルギーは、新たな電力確保やエネルギー自給率を高めるだけでなく、温室効果ガス削減効果もあることから、電力需給の安定化と地球温暖化防止に向けて導入拡大が求められている。

そこで、新しい国のエネルギー・環境施策や企業等の技術開発の動向を注視しながら、県民や事業者の取組に対する支援策を充実させるなどにより、エネルギーの地産地消を図る取組を推進すること。

また、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた適時適切な行政命令の執行に努めること。これと並行して、警察とも連携し、迅速かつ的確な取締りに努めること。

さらには、廃棄物の発生抑制や環境配慮型製品の購入の拡大など、環境適合型社会の実現に向けての啓発に積極的に取り組むとともに、学習拠点の整備など、環境教育の充実を図ること。

（ ８項目 ）

建　設　部　会

1　南海トラフ地震等に備える地震・津波対策

今後 30 年間に 70%の確率で起こると予測されている南海トラフ巨大地震に対するインフラ対策の集中的かつ着実な実施が必要とされる。

このため、本年度よりスタートした「津波防災インフラ整備５箇年計画」に基づき、ねばり強い防潮堤と防潮水門等の整備等を着実に実施し、もって越流時の浸水被害を減少させること。

また、河川における津波対策として、津波遡上に対する堤防の強化を図ること。

更に、緊急輸送道路の強靱化、即ち電気、水道、ガス等の共同溝化と沿道建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物や下水道施設の耐震化を図ること。

2　総合治水の推進

平成 24 年に全国に先駆けて制定された「総合治水条例」に基づき、地域ごとに総合治水推進計画を策定することになっている。

集中豪雨の多発と都市化による急激な出水が相まった洪水による被害を防ぐため、流域で「溜める」、「浸透させる」、「ゆっくり流す」などの取り組みが必要である。その実施については、県民の意識啓発が大変重要であり、自主的に取り組めることも少なからずある。県の実施する貯留池やダムの事前放流、浸透側溝、透水舗装、浸透枡についても県民の理解を深めるよう留意すること。

また、既存利水ダムの遊休部分の治水活用を検討すること。

なお、近年の豪雨被災地において、「嘗て経験したことのない雨量であった」という被災者の言葉もあるように、局所集中型の極端な豪雨は近年増加する一方で、予測は困難であることから、深刻な被害に備え、農政環境部とも連携しつつ、十分に災害に耐えうる強度の見直しを検討すること。

3　活力ある兵庫の社会基盤づくり

昭和 40 年頃から急速に整備されたインフラが老朽化し始めており、点検に基づき計画的な対策が求められる。

また、本年度からスタートした「社会基盤整備プログラム（平成 26～35 年度)」の着実な実施も不可欠である。

特に、橋梁やトンネル等の道路施設の修繕に取り組み、安全と長寿命化を図ること。加えて、舗装修繕や河川の堆積土砂の除去等、日常の維持管理に基づき適宜、適切に実施すること。

産業の立地や広域の活性化のための多様なインフラネットワークの推進は欠くことのできない要件である。

そこで、第１に、高速道六基幹軸の完成に向けて、新名神高速道路の平成 28 年度中の供用開始、また、中国横断自動車道姫路鳥取線、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道の整備を推進すること。

また、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けて取り組むこと。

第２に、関西３空港の最大活用を図り、関西経済を浮揚させるため、伊丹空港のプロペラ機枠の更なる低騒音ジェット機枠化、長距離便の増便・充実を早期に進めること。

また、関空・伊丹のコンセッションを成功させるとともに、神戸空港の規制緩和や関空及び伊丹との３空港一体として活用するように関係各府県市とともに国に強く求めること。

4　景観と安全に配慮したまちづくり

景観条例は、本県が持つ恵まれた自然と歴史に調和した美しいまちなみや風景を創造又は保全し、魅力ある景観の形成を図ることを目的としている。

特に、地域ごとに参画と協働による景観の形成が継続的に進められるよう、地域景観マスタープランづくりを推進すること。

なお、近年高層建築物が各都市の中心市街地に無秩序に建ち、都市の景観が大きく損なわれている。他方、ミュンヘンなど歴史のある都市では、建築物の高さ制限が広域にかけられ、一体的な景観の美しさが保たれている。

そこで、人口が集中する比較的大きな都市の中心市街地を念頭において、市街地全体のデザインを重視する景観の形成を進める市町への支援を行うこと。

また、長年放置され、安全上や景観上の問題が生じつつある空き家については、市町の取り組みの指針となる「空き家対策ガイドライン」を活用し、空き家の適正管理に関する取り組みを支援している。

さらに、県と市町が連携を図りながら、空き家の適正管理や活用などに関する相談に対応できるよう、各市町における相談窓口を設置するほか、住環境へ悪影響を及ぼしている空き家を除去しやすいように助成制度の拡充を図ること。

（ ４項目 ）

文 教 部 会

1　実効性ある第２期「ひょうご教育創造プラン」の推進

「ひょうご教育創造プラン」は、近年の教育をめぐる状況変化を踏まえ平成 18 年 12 月に改正した教育基本法の理念を具体化したものであり、次代を担う人づくりを進めるため、本県の教育施策を推進する上での基本を示す重要な役割を担っているが、これまでのプランに基づく施策の検証を行い、重点的に取り組むべき施策や目標をより明確にした、第２期「ひょうご教育創造プラン」に沿って、着実な推進に取り組み、確実に成果をあげること。

また、学校教育の場において、互いを支え合う意識を高めるとともに、全ての児童生徒の個性・可能性を見出し、能力・才能を伸ばす教育の充実に取り組むこと。

さらに、本県教育の一層の振興を図るため、現行法制度上、国の計画を参酌するとの規定となっている市町計画については、県計画と整合性が保てる市町の計画策定を図るよう引き続き取り組むこと。

2　学力向上対策の推進

新学習指導要領等により改善に向けて舵を切った「学力低下問題」については、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、35 人学級編成などの「新学習システム」、小学校から中学校への円滑な接続を図る「兵庫型教科担任制」の推進など、学習環境の一層の充実が図られているところである。

しかしながら、新学習指導要領においても、小・中学校で行う評価は、絶対評価が中心であり、競争の緩和等が学習意欲の低下につながっていることには、大きな危惧を覚えざるを得ない。

そこで、向上させるべき「学力」とは何かを問い直し、生徒が実際にきちんと理解し、知識や能力を身につけているかどうかを客観的に判断する手段評価の方法を再検討し、学力向上対策の目標を明確にした上で、総合的かつ実効性のある対策を推進すること。

また、目的に応じて文章を的確に読む力、自分の考えをまとめ伝える力など、「ことばの力」を向上させる取組や、理科・数学に対する興味・関心などを高める取組の一層の充実を図ること。

さらに、国際社会で活躍できる人材をより多く輩出できるよう、より実践的な英語教育を実施するとともに、日本の歴史文化、特に近現代史を重視した教育や正しい領土認識の教育を実施すること。

３　道徳教育の充実

道徳教育は､人が人として生きるための根幹であり、児童・生徒が｢命の大切さ」や「他人を思いやる心｣、善悪の判断などの規範意識等を身につける上で極めて重要な教育分野であり、家庭や学校においてそれぞれの立場から、子供が道徳的価値の自覚を深め、内面に根ざした道徳性の育成が求められている。

大きな社会問題となっているいじめ、凶悪化する少年犯罪等の背景には、家族を基盤とすべき規範意識や規律の低下に加え、己の欲求のままに行動することを抑える「自制心｣、あるいは、必要な場合には我慢がきる「忍耐力」の欠如があると考える。これらを養うためには、学校における体系的な道徳教育の実施に加え、子供達が学んだことを実践できるようにすることが何よりも大切であり、学校だけでなく、家庭、地域も一体となって、社会全体で心と体の調和の取れた人間の育成に取り組んでいくことが不可欠である。

ついては、ひょうご教育創造プランに、規範意識をはじめとした道徳心を身につけさせるとともに、伝統と文化、歴史に関する教育の推進等が重点目標として明記されていることから、これらの目標を具現化するためにも道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、個人の行動指針ともいえる道徳教育を全ての児童・生徒とその家族に浸透させるよう、さらなる推進を図ること。それと共に、公的施設において、道徳教育副読本に採り上げられている先人・先達の功績が理解できるような展示などの設置を図ること。

また、いじめの防止等について、インターネットを通じて行われるいじめは､学校や家庭で発見しにくいことも多いため､日頃から､教師が､深い児童生徒理解に立ち、一人一人ときちんと向き合える生徒指導の充実を図ることができるよう今までの業務のあり方を適切に見直すこと。また、いじめ等児童生徒の様々な問題等を認識したときは、学校長のリーダーシップのもと、学年や学校で組織的に対応するとともに、ＰＴ

Ａや地域社会との連携を図り、また適宜、警察等外部機関の協力を得るなど、いじめ等問題の未然防止と発生時の適切な対応に努めること。

４　特別支援教育の充実

改正教育基本法の施行、学校教育法の改正による特別支援教育の対象範囲の拡大等、特別支援教育を取り巻く状況が大きく変化してきたことに伴い、生徒・児童数は増加し、障害も重度・重複化、多様化している現状に対応するため、本年４月には、姫路しらさぎ特別支援学校の開校、また、猪名川高等学校内にこやの里特別支援学校の分校を設置するなど施設整備を推進している。

今後、県教育委員会においては、本県の特別支援教育の基本理念を継承するとともに、これまでの成果と課題を踏まえて、平成 25 年度末に策定した「兵庫県特別支援教育推進計画第２次推進計画」に基づき、より充実した取組を行うこと。特に、障害者権利条約の批准による共生社会の形成に向けた国の動向をしっかり捉え、インクルーシブ教育のシステム構築に向けての充実・発展を図ること。

また、障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進するとともに、ＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援を要する児童・生徒のための支援教員の配置や市町の特別支援教育への支援などのさらなる充実強化を図ること。

特別支援教育は、社会の一員として可能な限り主体的に生活ができる力の育成を目指すものであるから、個々の状況に応じた卒業後の就労と、自立した社会生活に向けた後期中等教育の充実を図ること。また、住み慣れた地域での社会参加につながるようにすること。

５　キャリア教育の充実

子供たちの勤労観や職業観の未熟さや、社会の一員としての意識の希薄さなどが指摘されており、将来、一人一人が社会人・職業人として自立し

ていくために必要となる能力や態度を育成するキャリア教育の充実が強く求められている。

「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の中で、「自分にはよいところがあると思う」、「人の役に立ちたいと思う」と答える子供の割合が低いなど、自尊感情や社会貢献しようとする意欲や態度に課題が見受けられる。

そのため、キャリア教育の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的なキャリア教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、発達の段階に応じ、総合的な学習の時間はもとより教育活動全体を通じて、子供に将来の夢や目標をもたせる指導の工夫すること。また、子供一人一人のキャリア発達を促すため、それぞれの能力や態度等を的確に把握するとともに、進路相談等のきめ細かな支援の充実を図ること。

（ ５項目 ）

警 察 部 会

１　地域と一体となった警察活動の展開と体制の整備

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民全ての願いであるが、強盗、ひったくり、性犯罪など、子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪や暴力団員等による犯罪も引き続き高水準で発生しており、県民の求める体感治安の回復には至っていない状況である。

県警察では、「犯罪の起きにくい社会づくり」の推進に向け、安全安心に役立つ防犯情報を必要とする地域住民等に伝達する防犯ネットワークの整備、万引きなど軽い気持ちで手を染めやすい犯罪の厳正な取締りによる規範意識の向上、県と連携した防犯カメラの設置促進による防犯環境の整備、青色防犯パトロールの増車等による地域における防犯

ボランティア活動の活性化の４つを柱とした施策を推進するとともに、暴力団に対する暴力団排除条例の効果的な活用に努めている。

そこで、この施策を真に実効あるものにして、地域の防犯力を高め、自主防犯組織とのネットワークの構築を進め、行政だけでなく、県民・企業や学校と一体となった警察活動を県下に広く展開すること。

また、「若手警察官育成プログラム」に基づく優秀・有用な人材の確保や育成等に努め、警察活動の推進に不可欠な車両等を整備・充実するとともに、身近な事件・事故防止のためのパトロール活動の強化、定数確保のための採用方法の検討、緊急車両訓練地の確保の検討、警察官による不祥事防止対策の徹底による規律の向上など、警察組織・活動基盤の強化を図ること。

２　交通安全対策の推進

本年７月末現在、本県の交通事故死者数は前年を下回ったものの、全国ワースト３位となっているところから、県民の安全・安心な暮らしの確保を図るためには、早急に対策を講じる必要がある。今年度の本県の交通安全実施計画の最重点課題を「子どもと高齢者の交通安全」として、児童生徒や高齢者等を対象にした交通安全教育の充実を図るなど、各般の対策が推進されているが、とりわけ、横断歩道における交通指導・取締強化を図るとともに、児童が安全に通学できるよう道路管理者と連携した通学路における歩道整備や通過交通抑制の推進、生活道路においても歩行者の安全が確保できる最高速度設定など、効果的な交通規制を実施すること。

また、近年増加している自転車と歩行者との事故を防止するため、歩行者・自転車分離大作戦を推進するとともに、交通安全協会とも連携しつつ自転車交通安全教室の開催等を充実する一方で自転車利用者の交通違反に対する指導警告や取締りを徹底すること。

３　青少年犯罪対策の強化及び青少年の健全育成

青少年犯罪の低年齢化が進んでいるだけではなく、再非行率も上昇傾向にあることから、その発生や再非行防止に向けた対策強化が強く求められている。

そこで、青少年犯罪・非行に係る情報収集等に努めるとともに、家庭や学校、地域、保護司等との連携を図り、地域ぐるみでの見守りや補導活動等による非行の未然防止、非行少年への改善更生活動により再非行防止に努めること。

また、ひったくり等の街頭犯罪を敢行する非行少年グループの補導活動を強化すること。

さらに、店舗で購入できる危険ドラッグについても、青少年への悪影響が深刻な社会問題となっていることから、実態把握に努め、青少年が好奇心などから安易に手を出さぬよう、その危険性やモラルの周知について教育機関等と連携し、積極的に啓発活動を行うとともに、県と連携し、店舗等への徹底した立ち入り調査の実施をはじめ効果的な取締りを更に強化すること。

４　社会的弱者を犯罪から守るための取組の推進

配偶者暴力、児童・高齢者虐待、いじめ事案、子供や女性に対する性犯罪は、近年増加傾向にあるが、いずれも社会的弱者が被害者となっている。

また、高齢者、認知症患者等を狙った悪質な犯罪である振り込め詐欺、リフォーム詐欺を始めとする特殊詐欺による被害件数及び被害額は増加傾向にあり、本年に入り減少に転じているものの予断を許さない状況にある。

そのほか、ストーカーによる被害件数も増加するなど、県民の安全・安心な暮らしが脅かされている状況にある。

県警察においては、県民に不安を与えているこうした犯罪等に対して、抑止・検挙の徹底に努めているところであるが、被害の増加傾向を勘案すると、より一層強力な対策の強化が求められている。

そこで、検挙の徹底はもとより、加害者及び被害者の特徴等を分析し、手口や被害の実態について把握に努めるとともに、県が設置する地域安全まちづくり推進員や地縁団体、学校、福祉施設等との連携による緻密な啓発活動等の推進、金融機関等と連携した窓口での被害抑止等の対策を組み合わせながら、社会的弱者への犯罪等の撲滅及び被害発生の抑止に向けた取組を推進すること。

５　安全に利用できるサイバー空間の確保

サイバー犯罪検挙件数については、平成 23 年に一旦減少したものの、平成 24 年以降、増加傾向にある。今後も、ＩＣＴ化の一層の進展とサイバー犯罪の高度化・多様化により、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることが考えられる。

また、コミュニティサイト等の利用による児童買春・児童ポルノ事犯など青少年が犯罪被害に遭う事件や誹謗中傷の書き込みによるいじめ、インターネット上の有害情報による青少年への悪影響が深刻な社会問題となっている。

そこで、県民のサイバー空間における安全・安心の確保のため、犯罪者の検挙はもとより、官民一体となった被害に遭わないための広報活動の充実・強化等、より一層の取組を推進すること。

（ ５項目 ）